

川西市水道事業及び下水道事業企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市上下水道事業管理者 酒本 恭 聖

川西市上下水道事業管理規程第 4 号

川西市水道事業及び下水道事業企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

川西市水道事業及び下水道事業企業職員の旅費に関する規程（平成19年水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
第2条 企業職員に支給する旅費の額及び支給方法等については、川西市職員等の旅費に関する条例（昭和44年川西市条例第7号）及び <u>川西市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和44年川西市規則第11号）</u> の例による。	第2条 企業職員に支給する旅費の額及び支給方法等については、川西市職員等の旅費に関する条例（昭和44年川西市条例第7号）及び <u>川西市職員等の旅費に関する条例施行規則（令和8年川西市規則第9号）</u> の例による。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。